

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案について</p>	<p>平成23年4月21日 給与厚生課</p>
<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度 一般の国民が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。</p> <p>2 改正の趣旨 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案において、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者に関しては、国家公務員災害補償法（以下「災害補償法」という。）の死亡に係る給付（遺族補償等）の支給に関する規定の適用について、地震の発生日（平成23年3月11日）に死亡したものと推定する旨の特例を設けることを参酌し、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正し、同様の特例措置を設けるもの。</p> <p>※ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（以下「協力援助法」という。）における給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国が行う給付については、災害補償法の規定を「参しやく」して政令で定めることとされている（第6条第1項）。 また、都道府県が行う給付については、上記政令の規定に準じて、当該都道府県が条例で定めることとされている（同条第2項）。</p> <p>3 改正の概要 東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生死が3箇月間分からない場合 ・ 死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合 <p>には、遺族給付等の支給に関する規定の適用については、平成23年3月11日に死亡したものと推定することとする。</p> <p>4 今後の予定 閣議日 未定 施行日 公布の日</p>		

公安委員会

説明資料No. 2

行政文書不開示決定に係る

異議申立てに関する決定について

平成23年4月21日

国家公安委員会会務官

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づく不開示決定についてなされた国家公安委員会委員長に対する異議申立てについて、行政不服審査法による決定を行うもの。

公安委員会 説明資料No. 3	平成22年度会計監査実施結果 について	平成23年4月21日 会計課
<p>平成22年度における会計監査実施結果について、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）に基づき、報告する。</p> <p>1 対象部署</p> <p>全120部署（警察庁内部部局、3附属機関、7管区警察局、7管区警察学校、47都道府県警察及び47都道府県情報通信部、北海道警察の4方面本部及び4方面情報通信部）</p> <p>2 実施方法</p> <p>捜査費の執行に関し、捜査費関係書類の点検、幹部職員及び捜査員への聞き取り調査等を実施するとともに、物品購入等に係る契約に関し、取引業者の帳簿と警察の会計文書の突合を行うなどの方法により会計監査を実施した。</p> <p>3 実施結果</p> <p>一部の部署について、次の改善を要する事項が認められた。</p> <p>(1) 捜査費関係</p> <p>ア 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 捜査員が捜査諸雑費を支出した際、金額を誤って計上し、支出金額より多く又は少なく精算した。（4県警察（千葉、神奈川、新潟、静岡）、釧路方面本部） <p>イ 指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管現金と現金出納簿の突合を怠ったり、現金出納簿をまとめ書きしていた。（9道府県警察（北海道、埼玉、静岡、愛知、大阪、高知、長崎、熊本、沖縄）） ○ 取扱者の交替検査を実施していなかったり、現金出納簿に交替検査を実施した旨を記載していなかった。（警察庁内部部局、三重県警察） ○ 取扱者等の捜査費経理手続に対する理解が不足していた。（2県警察（岩手、福井）） <p>(2) 契約関係</p> <p>ア 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品購入等に係る不適正な経理処理（契約前納入）が認められた。（九州管区警察局、2県警察（岐阜、大分）） 		

- 庁舎設備改修工事に係る不適正な契約手続（国費契約を都の契約事務手続で執行）が認められた。（警視庁）

イ 指導事項

- 調達契約に係る不適切な契約手続（官報による公告を失念）が認められた。（群馬県警察）

(3) 旅費、物品管理関係等

ア 指示事項

- 旅費の支給漏れ又は過払いが認められた。（警察庁内部部局、5県警察（秋田、新潟、愛知、佐賀、長崎）、旭川方面本部）
- 不用物品の処分手続に関し、警察庁の承認を受けずに、重要物品を廃棄した。（茨城県警察、栃木県情報通信部）
- 県情報通信部からの重要物品に係る警察庁への不用決定承認申請手続を失念していた。（関東管区警察局）

イ 指導事項

- 不用決定に係る承認通知を受けた物品を廃棄せずに長期間保管していた。（東北管区警察局、宮城県情報通信部）
- 物品関係帳簿への記録漏れ、記録日の誤認が認められた。（警察庁内部部局、皇宮警察、中部管区警察学校、広島県警察、埼玉県情報通信部）
- 資金前渡の入金を確認せずに小切手を振り出したり、小切手の振出日を帳簿に正確に記載していなかった。（皇宮警察、青森県警察）
- 現金の出納に際し、現金出納簿（資金前渡）に速やかに必要事項を記載していなかった。（岩手県警察）

4 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況等

山形県警察、神奈川県警察、富山県警察、石川県警察、福井県警察及び広島県警察が、それぞれ実施した物品購入等に係る自主調査の結果について、確認を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。

5 平成21年度会計監査に基づく指示事項、指導事項の改善措置状況の確認

平成21年度会計監査において指示事項及び指導事項を通知した部署等について、その改善措置状況を確認した。

6 平成23年度の会計監査に向けて

より適正な会計経理を推進するため、平成22年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成23年度においても引き続き厳正な会計監査を行うこととする。

1 申請・裁定の状況

区 分	20年度	21年度	22年度	前年度比
申請に係る被害者数(人) (申請件数)	462 (565)	589 (719)	585 (718)	- 4 (- 1)
遺族給付金 (申請件数)	186 (289)	224 (354)	187 (320)	-37 (-34)
重傷病給付金	182	236	245	9
障害給付金	94	129	153	24
裁定に係る被害者数(人) (裁定件数)	407 (532)	566 (687)	563 (673)	- 3 -14
支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	388 (510)	538 (656)	534 (641)	- 4 (-15)
遺族給付金 (裁定件数)	173 (295)	205 (323)	171 (278)	-34 (-45)
重傷病給付金	140	218	220	2
障害給付金	75	115	143	28
不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	19 (22)	28 (31)	29 (32)	1 (1)
仮給付決定に係る被害者数(人)	5	7	8	1
裁定金額(百万円)	907	1,277	1,311	34

- (1) 申請件数、裁定件数ともに昨年度とほぼ同数
- (2) 不支給裁定の内訳（被害者ベースで29人）
損害賠償受領16人、労災保険給付等受領5人、被害者に帰責事由有2人、親族間犯罪2人等
- (3) 減額裁定は被害者ベースで169人（前年度比+20人）
- (4) 平均裁定期間は7.4月（前年度比-0.9月）

2 被害者1人当たりの裁定額

(単位：万円)

区 分	平均裁定額	前年度比	最高額
遺族給付金	511.6	+ 30.6	2,669.1
生計維持有(被害者数41人)	1,037.6	+ 295.1	2,669.1
生計維持無(被害者数130人)	345.7	- 5.4	1,218.0
重傷病給付金	21.4	+ 2.8	120.0
障害給付金	271.8	+ 53.8	2,649.6
等級1～3級(被害者数22人)	1,128.9	+ 572.6	2,649.6
等級4～14級(被害者数121人)	115.9	- 47.4	387.1

3 審査請求の状況

- (1) 申立件数は4件（前年度比+3件）
- (2) 裁決件数は2件（前年度比±0件）

1 概要

インターネット利用者による特定のウェブサイトへのアクセスを遮断することによって児童ポルノの閲覧を防止する措置(ブロッキング)が、政府における環境整備等を踏まえ、この度、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) により自主的に実施されるもの

2 経緯

- 21年3月 ; 「総合セキュリティ対策会議」において、ISPによるブロッキング等を含めた児童ポルノの流通防止に向けた取組を提言
- 21年6月 ; 提言を受け、ブロッキングの実施に向けた検討を行うため、「児童ポルノ流通防止協議会」が発足
- 22年7月 ; 「犯罪対策閣僚会議」において、22年度中を目途にブロッキングをISP等の関係事業者が自主的に実施できるよう環境整備を行うことを盛り込んだ「児童ポルノ排除総合対策」を決定
- 22年12月 ; 児童ポルノが掲載されているウェブサイトに係るアドレスリストの作成、管理、提供等を行う団体(アドレスリスト作成管理団体)を選定し、監督する「児童ポルノ流通防止対策専門委員会」(専門委員会)が発足
- 23年3月 ; 大手ISP等が中心となり、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)を設立
- 23年3月 ; 専門委員会において、ICSAをアドレスリスト作成管理団体として選定するとともに、DNSブロッキングの対象となるウェブサイトの基準を決定
- 23年3月 ; 警察庁からICSAに対し、アドレスリスト作成業務に係る「業務マニュアル」を提供

3 ISPによるブロッキングの実施

大手ISP9社が、4月21日から、DNS方式により、ブロッキングを実施

1 後段選挙の日程

選挙種別	告示日	投票日
指定都市以外の市の市長・市議選挙 特別区区長・区議選挙	4月17日	4月24日
町村長・町村議選挙	4月19日	

2 後段選挙の施行団体（4月1日現在、総務省調）

選挙種別	今回	前回	前回比	延期された選挙の数(※)
指定都市以外の市の市長選挙	88	95	-7	3
指定都市以外の市の市議選挙	293	309	-16	14
特別区区長選挙	13	13	±0	0
特別区区議選挙	21	21	±0	0
町村長選挙	121	156	-35	12
町村議選挙	374	448	-74	26
合計	910	1,042	-132	55

※ 東日本大震災の影響により選挙の期日が延期された団体数

3 検挙状況（4月20日（前段期日後10日）現在）

		今回 H23. 4. 20 現在		前回 H19. 4. 18 現在		前回比	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
		前段	期日前(期日を含む)	14	14 (14)	29	31 (31)
期日後	28		43 (37)	36	75 (73)	-8	-32 (-36)
買収	25		40 (36)	25	61 (61)	0	-21 (-25)
投票干渉	1		1 (1)	2	3 (3)	-1	-2 (-2)
詐偽登録・詐偽投票	1		1 (0)	4	6 (5)	-3	-5 (-5)
自由妨害	0		0 (0)	3	3 (2)	-3	-3 (-2)
その他	1		1 (0)	2	2 (2)	-1	-1 (-2)
合計	42		57 (51)	65	106 (104)	-23	-49 (-53)
買収	25		40 (36)	25	61 (61)	0	-21 (-25)
自由妨害	11		11 (11)	25	25 (24)	-14	-14 (-13)
詐偽登録・詐偽投票	2	2 (1)	9	12 (11)	-7	-10 (-10)	
投票干渉	1	1 (1)	3	5 (5)	-2	-4 (-4)	
その他	3	3 (2)	3	3 (3)	0	0 (-1)	
後段	自由妨害	3	3 (3)	1	1 (1)	2	2 (2)
合計		45	60 (54)	66	107 (105)	-21	-47 (-51)

【主な検挙事例】買収（埼玉、長崎、大阪、福井、青森）、投票干渉（徳島）

公安委員会	小学生6名が死亡する交通事故の	平成23年4月21日
説明資料NO. 7	発生について	交通指導課

1 事故概要

- 4月18日午前7時43分ころ、栃木県鹿沼市もみやまちょう縦山町の国道上において、北進中の大型特殊自動車が、対向車線側の歩道に進出し、集団登校していた児童の列に衝突、小学生6名が死亡したものの。
- 同日午前8時2分、被疑者を自動車運転過失傷害罪で現行犯逮捕、罪名を自動車運転過失致死罪に切り替え取調べ中。
- 栃木県警察では、現在、事故原因の特定に向けて捜査中。

2 発生日

平成23年4月18日（月）

3 発生場所

栃木県鹿沼市縦山町

4 被疑者

A（26歳）

5 被害者

小学生6名

- ・ 4年生 男児2名、女児1名
- ・ 5年生 男児1名
- ・ 6年生 男児2名

6 罪名・罰条

自動車運転過失致死

刑法第211条第2項

※ 7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

1 被害状況（4月20日現在。以下同じ。）

死者：14,063人、行方不明者：13,691人、負傷者：5,302人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約22,800人の警察官を派遣。
- 約12,500人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,500人（岩手約1,400人、宮城約2,000人、福島約1,100人）

3 主な災害警備活動

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 必要な装備資機材を着装し、合計約1,100人体制で各種活動を実施。
- ・ 福島県警では、4月14日以降、10km圏内での捜索の実施に約300人の部隊を投入して遺体の収容等を実施。
- ・ また、10～30km圏内では、20km圏周辺での立入り者の確認のほか、行方不明者の捜索、遺体の収容、パトロール等を実施。

○ 被災県警察に対する支援体制の強化

- ・ 4月18日から、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣し、避難所警戒、遺体安置所警戒、被災地での集団警ら等の体制を強化（24時間勤務の2交代制で運用）。また、罹災した警察車両対策として全国警察から約100台の警察車両を被災県警察に配備。
- ・ 全国警察の機動捜査隊員等による部隊（19台・76人）を岩手県、宮城県及び福島県に派遣し、機動力を生かした警戒警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査等体制を強化。

○ 身元確認

警察官約1,100人体制で遺体を見分、身元確認を実施。これまでに約11,700体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約84%）。

○ 被災者支援

全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケア等を実施。

○ 防犯、犯罪取締り

地域警察特別派遣部隊（210台・449人）を3県に派遣し、パトローカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民に注意喚起するとともに、サイト管理者等に対する削除依頼を推進。

○ 被災者に対する運転免許証の再交付状況

被災3県警察（岩手、宮城、福島）において8,692件。被災3県警察を除く東北管区及び関東管内の県警察並びに警視庁（計14都県警察）において1,275件。合計9,967件（4月17日（日）現在）。

○ 通信機能の維持のための活動

山中の無線中継所への燃料補給、警備部隊への職員の帯同等により通信機能を維持。損傷した通信施設の復旧に向けた実査・整備検討。